

宮城県保健環境センターの評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県保健環境センター（以下「センター」という。）に対する県民の理解をより深めるとともに、センターの試験研究及び運営を効率的・効果的に進めるために、保健環境センター評価委員会条例（平成十七年宮城県条例第四十三号。以下「条例」という。）に基づく知事が自ら行う評価（以下「内部評価」という。）及び宮城県保健環境センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う調査審議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の区分)

第2条 この要綱で規定するセンターの評価は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 機関評価 センター全般の評価
- (2) 課題評価 センターにおける研究課題の評価

(評価の基本的な考え方)

第3条 評価は、次の各号を踏まえ総合的に実施する。

- (1) センターの設置目的に応じた適切な評価項目の設定
- (2) 客観性、公平性及び具体性のある評価方法の設定
- (3) 評価方法及びその実施過程における透明性の確保

(機関評価の方法)

第4条 第2条第1号に規定する機関評価は、次のとおり実施する。

- (1) 評価の対象
原則として、センター全般（運営、業務、調査研究・試験検査（以下「調査研究等」という。）体制、調査研究等成果及び施設整備等）を対象とする。
- (2) 評価の時期
3年程度の期間を一つの目安として、評価を実施する。
- (3) 評価項目
 - イ 県民や社会のニーズへの対応
 - ロ 調査研究等遂行に係る環境
 - ハ 調査研究等成果
 - ニ 調査研究等以外の業務
 - ホ 今後の調査研究等の方向性
 - ヘ 前回評価での指摘事項への対応状況

2 前項に掲げるもののほか、機関評価の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

(課題評価の方法)

第5条 第2条第2号に規定する課題評価は、次のとおり実施する。

- (1) 評価の対象
評価の対象は、センターが実施するプロジェクト研究（センター関係各部等が連携し、重点的に実施する研究をいう。）及び経常研究（センター各部が主体となって経常的に行う研究をいう。）とする。
ただし、上記研究以外の研究についても評価の対象とすることができる。

(2) 評価の種類

評価の種類は、次の各号に掲げる区分とする。

イ 事前評価

実施しようとする研究課題について、研究に着手することの適切性・妥当性等に関する評価

ロ 中間評価

実施中の研究課題について、研究計画の見直しの必要性の有無等に関する評価

ハ 事後評価

終了した研究課題について、計画の妥当性、目標の達成度及び成果等に関する評価

ニ 追跡評価

終了した研究課題について、成果の普及・活用・実用化状況等に関する評価

(3) 評価の時期

イ 事前評価 調査研究を開始する予定年度の県予算作成時までに実施する。

ロ 中間評価 複数年にわたる調査研究課題について、期間の中間年度の県予算作成時までに実施する。ただし、期間がかなり長期となる課題については、当該期間中の適切な時期に数回以上実施する。

ハ 事後評価 調査研究が終了する年度の翌年度の県予算作成時までに実施する。

ニ 追跡評価 調査研究が終了する年度の翌年度以降、必要に応じて適切な時期に実施する。

(4) 評価項目

イ 事前評価

(イ) 課題の重要性・必要性

(ロ) 計画の妥当性

(ハ) 成果及びその波及効果

ロ 中間評価

(イ) 課題の重要性・必要性

(ロ) 計画の妥当性及び進捗状況

(ハ) 成果及びその波及効果

ハ 事後評価

(イ) 計画の妥当性

(ロ) 目標の達成度及び成果の波及効果

ニ 追跡評価

成果の波及効果

2 前項に掲げるもののほか、課題評価の実施に関し必要な事項はセンターが別に定める。

(連絡調整会議の設置等)

第6条 知事は、センターの評価等を支援するため、連絡調整会議を設置する。

2 センターは、連絡調整会議と十分な連携を図り、評価体制の充実に努める。

(内部評価)

第7条 内部評価はセンターが実施する。

2 センターは、内部評価を実施するに当たり、連絡調整会議に諮る。

(評価委員会への諮問)

第8条 知事は、前条の規定による内部評価を評価委員会に諮問する。

2 前項の規定により諮問する内部評価のうち課題評価については、センターが連絡調整会議の意見を踏まえ選定する。

(評価委員会による評価)

第9条 評価委員会は、前条の規定による諮問を受けたときは、内部評価について調査審議する。

2 評価委員会は、第6条及び第7条の規定により行った内部評価に関して、宮城県保健環境センター所長（以下「所長」という。）及び関係研究員等から意見を聴き、又は実地調査を行う。

3 評価委員会は、調査審議により得られた評価の結果（以下「評価結果」という。）を知事に答申する。

4 連絡調整会議及びセンターは、評価結果を調査研究等の目標や手法等の変更及び資源の見直し等において適切に反映するよう努める。

(公表)

第10条 センターは、評価結果及び評価結果に基づいて講じた措置を、個人情報保護、企業秘密の保護及び知的財産権の取得等について十分に配慮しつつ、刊行物やインターネット等により公表する。

(評価項目等の見直し)

第11条 第4条及び第5条に規定する事項を変更する場合は、センターが評価委員会の意見を聴いて所長が取りまとめ、連絡調整会議に諮る。

(事務局)

第12条 評価の事務を円滑に進めるために、センター内に事務局を設置する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年8月30日から施行する。